

平成 31 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

制 度 名	非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度の適用に係る手続等の見直し								
税 目	相続税、贈与税 （租税特別措置法第 70 条の 7 から第 70 条の 7 の 8 まで、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 から第 40 条の 8 の 8 まで、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9 から第 23 条の 12 の 5 まで）								
要 望 の 内 容	<p>中小企業経営者の年齢分布のピークが 60 歳台半ばとなり、高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は、待ったなしの課題となっている。こうした中で、平成 30 年度税制改正において、非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除制度（事業承継税制）について、10 年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われたところ。</p> <p>認定申請時・各種報告時の手続きを見直すこと等により、制度の更なる活用促進を図る。</p>		<table border="1"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>▲710 百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（ 0 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（ ▲710 百万円）</td> </tr> </table>	平年度の減収見込額	▲710 百万円	（制度自体の減収額）	（ 0 百万円）	（改正増減収額）	（ ▲710 百万円）
平年度の減収見込額	▲710 百万円								
（制度自体の減収額）	（ 0 百万円）								
（改正増減収額）	（ ▲710 百万円）								

新  
設  
・  
拡  
充  
又  
は  
延  
長  
を  
必  
要  
と  
す  
る  
理  
由

(1) 政策目的

経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。

(2) 施策の必要性

中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後5年間で30万人以上の経営者が70歳（平均引退年齢）に達するにも関わらず、半数以上が事業承継の準備を追っていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。

事業承継の円滑な実施は、事業が継続されることによる雇用の維持に加え、休廃業企業のうち一定数は経常利益が黒字であること、経営者の年齢が若いと売上高が増加する傾向があることも踏まえると、地域経済の維持・活力向上の観点でも極めて重要。

【参考】平成30年度税制改正大綱（抜粋）

中小企業経営者の年齢分布のピークが60歳台半ばとなり、高齢化が急速に進展する中で、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上は、待ったなしの課題となっている。こうした中で、事業承継税制について、10年間の特例措置として、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充を行う。

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
		政策の達成目標	相続税・贈与税が負担となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業経営者について、税負担の軽減により円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済・雇用の維持・活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	平成 21 年度税制改正による創設以来、認定企業数は 2,312 件（贈与税 1,003 件。相続税 1,309 件。平成 30 年 3 月 31 日時点。）となっており、事業承継に関して一定の貢献をしてきた。	
	有効性	要望の措置の適用見込み	制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となる。 適用見込み 約 2,000 件／年。  認定企業数は 2,312 件（贈与税 1,003 件。相続税 1,309 件。平成 30 年 3 月 31 日時点。）
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	制度の適用を受ける中小企業者の事務負担軽減等により、制度活用の促進に繋がる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【事業承継関連税制】 ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法 69 条の 4） ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法 9 条の 7）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<法律> ・経営承継円滑化法（平成 30 年 3 月末現在） 遺留分に関する民法特例 170 件 金融支援 144 件  <予算措置> ・事業承継・世代交代集中支援事業（平成 29 年度補正予算額 50 億円） ・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（平成 29 年度予算額 61.1 億円）  <財投> ・事業承継・集約・活性化資金 （日本政策金融公庫） 中小企業事業 137 件 国民生活事業 279 件

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。</p>																					
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>平成30年度税制改正により、各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われたところであるが、認定申請時・各種報告時の手続きを見直すこと等により、制度の更なる活用促進を図る。</p>																					
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>&lt;平成29年&gt;            ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定：63件            (事象発生期間：平成29年1月1日～平成29年3月31日)            ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：139件            (事象発生期間：平成29年1月1日～平成29年12月31日)</p> <p>&lt;平成28年&gt;            ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定：204件            ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：237件            (事象発生期間：平成28年1月1日～平成28年12月31日)</p> <p>&lt;平成27年&gt;            ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定：243件            ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：274件            (事象発生期間：平成27年1月1日～平成27年12月31日)</p> <p>(参考) 納税猶予適用額 (出所：国税庁)</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="550 1151 1348 1254"> <thead> <tr> <th></th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税</td> <td>2,227</td> <td>6,693</td> <td>6,700</td> <td>6,413</td> <td>14,813</td> <td>9,865</td> </tr> <tr> <td>贈与税</td> <td>7,654</td> <td>4,485</td> <td>4,754</td> <td>4,941</td> <td>26,567</td> <td>17,602</td> </tr> </tbody> </table>		H23	H24	H25	H26	H27	H28	相続税	2,227	6,693	6,700	6,413	14,813	9,865	贈与税	7,654	4,485	4,754	4,941	26,567	17,602
			H23	H24	H25	H26	H27	H28																
		相続税	2,227	6,693	6,700	6,413	14,813	9,865																
		贈与税	7,654	4,485	4,754	4,941	26,567	17,602																
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																					
<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>中小企業の後継者が当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。</p>																							
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>相続税を含めた課税負担の問題によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。</p>																							
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																							

<p style="text-align: center;">これまでの 要望経緯</p>	平成14年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設
	平成15年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用
	平成16年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ
	平成18年度改正	物納手続の改善
	平成19年度改正	種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設
	平成20年度改正	平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）
	平成21年度改正	平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設
	平成22年度改正	相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等
	平成23年度改正	相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等
	平成25年度改正	親族外承継の対象化、雇用の5年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等
	平成27年度改正	猶予継続贈与による免除規定の設置
	平成29年度改正	雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等
	平成30年度改正	猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充